みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業補助金交付要綱

令和4年7月15日 環境森林部山村·木材振興課

(趣旨)

第1条 県は、豊富な地域資源である木材を有効に活用し、木の魅力あふれる空間を創出するとともに、非住宅分野における木材利用を推進するため、予算で定めるところにより、みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業実施要領(令和4年7月15日定め。以下「要領」という。)に基づき事業を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

- 第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。
 - (1) 県税に未納がないこと。
 - (2) 地方税法(昭和25年法律第 226号)第 321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
 - (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」 という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)で ないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
 - (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のと おりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類等)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、要領第3の1に定める事業計画書の提出時から内容に変更がない場合は、第1号及び第2号の書類を省略することができる。
 - (1) 補助対象経費が確認できる見積書等
 - (2) 事業内容が分かる図面(位置図、簡略図等)等
 - (3) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
 - (4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合) (別記様式第3号)
 - (5) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
 - (6) 定款又は寄付行為若しくは会則等の写し
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

- 第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした 書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完 了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
 - (2) 補助事業が完了した日の属する年度の翌年度末までに、施設の工事請負契約を締結し、工事に着手すること。
 - (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30%以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支 庁又は農林振興局の長(以下「農林振興局長等」という。)を経由しなければならない。 ただし、知事が農林振興局長等を経由することが適当ではないと認める場合にはこの限 りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度の予算に係るみやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業補助金から適用する。
- 2 みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金交付要綱(平成31年4月1日定め)は廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。